

こんにちは！日本共産党の
大名みえ子です



2007年10月12日
〒319-1112 東海村村松 2401-2
電話・FAX 029(284)0761
E-mail oonatoukai@yahoo.co.jp

こんにちは！暑い夏でしたね、お変わりありませんか。



大名みえ子

さて、私は、多くのみなさまのご支援で村議会に送り出していただいてから、まもなく8年が過ぎようとしています。私の議会活動をあたたかく見守り、応援してくださいましたみなさまに心から感謝いたします。おかげさまで、みなさまの切実な声を反映しながら、乳幼児医療費を所得制限なしで就学前まで無料とすること、障害者のサービス利用料1割負担への助成、食費への助成、5コミセン調理室への深型流し台の設置等々、実現できたことをともに喜びたいと思います。

国政が弱者に冷たい政治を押しつけている今、これからの村政を考えて重要になっているのは、村が最優先でその防波堤となるよう、村民生活を支援する具体的提案を示していくことです。介護保険制度、障害者自立支援法、後期高齢者医療制度、子育て支援、教育環境の充実、東海村の環境保護、原子力施設の耐震問題等、住民の立場で改善しなければならない課題が山積しています。

戦争のない平和な社会のなかで、これまで社会を支えてこられた高齢者のみなさんが安心して老後がおくれるよう、そしてこれからの社会を支えていく子どもや青年が、健康で希望をもって生きられるようしっかりサポートできる村づくりが重要です。

今後とも、子育ても老後も安心できる村づくり、若者が自分らしく希望をもって生きていける村づくり等、微力ながら力をつくしてまいります。みなさまの変わらぬお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

2007年10月12日 村議会議員 大名美恵子

広がる「産廃焼却施設はイヤだ」の声！

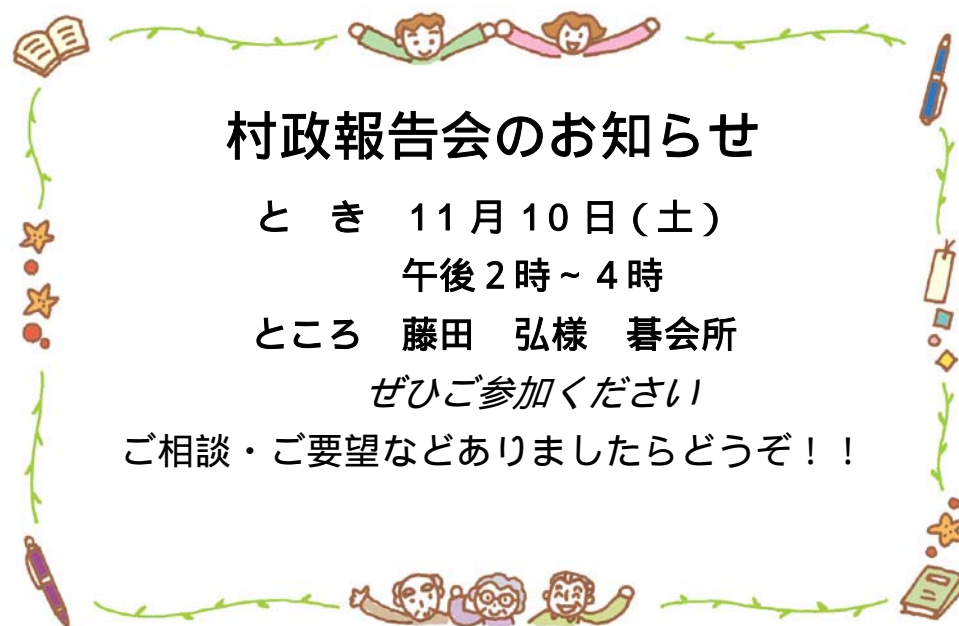
私は、10月4日、「住民の会」代表4名の方々と、住民署名1515筆（第1次分）を茨城県に提出して産廃焼却施設設置の許可取り消しを求めてきました。対応した廃棄物対策課長は、村民の心配は理解できると言いながらも、「法律に則って出した許可は正当」との主張に終始しました。住民の会のみなさんは、「憲法の方が上」「安全・安心な生活を守って」と強く反論しました。

この日午後は、県の都市計画審議会を傍聴しました。審議委員からは県が住民の反対を押し切って許可したやり方に批判が噴出し、異例の継続審議（3度目）となりました。住民の声が確実に県をゆり動かしていることを実感し、いっそう署名を集めて設置断念に追い込もうと決意を新たにしています。

マスコミも住民の会の活動を大きく取りあげ、NHKはじめマスコミ各社の取材を受け、翌日の茨城新聞の1面を飾りました。今後は県に対する住民訴訟、業者への建設差し止め訴訟を視野に、住民の力をさらに結集して反対運動を盛り上げていきましょう。



左端は、県廃棄物対策課長



村政報告会のお知らせ

と き 11月10日(土)

午後2時~4時

ところ 藤田 弘様 暮会所

ぜひご参加ください

ご相談・ご要望などありましたらどうぞ!!

ホントにひどい！後期高齢者医療制度

最近、耳なれない言葉を聞きますか？「後期高齢者医療制度」一昨年4月から、高齢者の医療保険が大きく変わるというのです。この制度は昨年、政府・自公与党が強行した医療改悪法で導入が決められました。しかし、高齢者にとって過重負担となるため国民の強い批判があいつぎました。今、来年4月からの実施を凍結する動きがあります。いったいどう変わるのか？くらしにどんな影響がでるのか？ 直接いただいたご質問にお答えする形でお知らせします。なお、この他にも変更される内容があります。



質問1 後期高齢者とは何歳からいうのですか。

答え 75歳以上の人のことです。これまで加入していた国保や社保から脱退させられ組み入れられます。

質問2 国民健康保険との関係はどうなるのですか。

答え 後期高齢者制度と国保と、保険料が2重に徴収されることはありません。しかし、現在「扶養家族」になっている高齢者は保険料を払っていませんが、後期高齢者制度ではすべての高齢者が保険料を負担することになります。

質問3 保険料はどのように徴収され、どのくらいの額になるのですか。

答え 年金受給額1万5千円以上の高齢者は、介護保険同様天引きされます。保険料額は所得によって違いがありますが政府の試算では、おおよそ全国平均で毎月6200円くらいです。年金額が1万5千円未満の後期高齢者は保険料を窓口で納めに行かなければなりません。

65歳から74歳の前期高齢者の国保税は、「年金月15,000円以上の方は同様に天引き」と変わります。

質問4 保険料を滞納した場合はどうなりますか。

答え これまで後期高齢者は障害者や被爆者とならんで、滞納しても保険証の使用ができました。ところが今回は高齢者にかかわる条文が削除され、保険証が取り上げになり、その場合は資格証明証が発行されますが、医療を受ければ、100%の負担を強いられます。

質問5 窓口での医療費負担や医療の内容も変わるんですか。

答え 窓口負担は1割で、これまでと変わりません。しかし医療の内容は、保険で受けられる医療に制限があり「診察回数や薬の制限」「診療科のかけもちが難しくなる」「粗悪医療」「病院追い出し」などがせまられ、決められた額を超えると医療費は個人負担になります。

前期高齢者の医療費は、1割から2割に負担が引き上げられます。

※「後期高齢者医療制度の中止を求める署名」、「消費税の増税中止を求める署名」にとりこんでいます。